

令和7年度特別支援教育巡回相談員設置要綱の施行について

1 特別支援教育巡回相談員数及び候補者の推薦

- (1) 各教育事務所管内及び県立特別支援学校の特別支援教育巡回相談員（以下「巡回相談員」という。）は、下表の数を目安に教育事務所長及び県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が必要と認める数とする。

(単位；人)

	東青	西北	中南	上北	下北	三八	計
小学校	2	5	4	5	7	4	27
中学校	2	2	1	5	5	2	17
特別支援学校	23	5	11	4	4	12	59
合計	27	12	16	14	12	18	103

- (2) 推薦書は別紙様式によるものとする。

2 委嘱又は任命

委嘱又は任命は委嘱状又は辞令の交付をもって行う。

3 派遣

巡回相談員の派遣に当たっては、必要に応じて、教育事務所の指導主事を同行させるものとする。

4 留意事項

巡回相談員は訪問に当たって、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 特別支援学級等担当者の相談相手として、また、よき協力者として共に研鑽するという態度をもって助言・援助に当たること。
- (2) 研究成果や指導実践に関する資料を具体的に活用すること。
- (3) 特別支援学級等担当者の経験などに応じ、話し方、情報の提供の仕方、示唆の与え方等に十分配慮し、助言等の内容が明確に理解され、喜んで受け入れられるよう努めること。
- (4) 特別支援学級等担当者の研修意欲を高めるよう配慮すること。
- (5) 小・中学校等やその地域の実態についての理解を深めるとともに、特別支援教育関係法令、学習指導要領及び教育課程編成の基本的事項を踏まえ、助言又は援助に当たること。
- (6) 教育事務所又は県教育庁学校教育課の指導主事との連携を密にし、必要に応じてその指導・助言を求めるよう努めること。
- (7) 特別支援学級等担当者が全校の協力的な雰囲気の中で学級運営を行うことができるよう、小・中学校等の校長又は園（所）長に理解・協力を促すこと。
- (8) 特別支援学級等担当者が巡回相談員の所属する学校を訪問して、学級運営や教育実践について特に助言・援助を得る必要がある場合は、特別支援学級等担当者が巡回相談員の所属する学校へ訪問してもよいこと。